

議案第 4 2 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 3 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

日額 10,600円
日額 12,600円
日額 11,100円。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、11,100円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額 10,600円
日額 10,700円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、10,700円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額 9,500円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、9,5

」

日額 10,800円
日額 12,800円
日額 11,300円。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、11,300円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額 10,800円
日額 10,900円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、10,900円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額 9,600円。ただし、立会時間内に交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、9,6

を

に改める。

00円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	
日額	10,700円。ただし、所定の立会時間を短縮する場合は、10,700円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	8,800円
日額	8,800円

00円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	
日額	10,900円。ただし、所定の立会時間を短縮する場合は、10,900円の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額
日額	8,900円
日額	8,900円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第95条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙等については、なお従前の例による。